

盛岡市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により行った財政援助団体等監査の結果に係る措置について、同条第14項に基づき盛岡市長から通知があったので、同項の規定により公表する。

令和8年3月27日

盛岡市監査委員	菊田隆
同	高橋宏弥
同	瀬川光夫
同	八木橋美紀

1 財政援助団体等監査の結果の報告

令和7年2月19日付け6盛監第55号

2 対象団体及び事項

盛岡市農業再生協議会

（盛岡市経営所得安定対策等推進事業費補助金、担当：農政課）に係る意見

3 措置を講じた旨の通知

別添のとおり。